

「IAJapan 技能試験に関する方針(URP24)」の改正要旨

平成 29 年 4 月 10 日
IAJapan 技術管理グループ

1. 改正理由

認定・登録事業者(試験、校正、標準物質生産)が技能試験等に参加しなければならない区分を明確にするための改正を行う。

外部認定機関の技能試験提供に関する方針変更にかかる記述変更のための改正を行う。

認定・登録事業者が技能試験に参加する区分、種類及び頻度を設定するための参考附属書を新規制定するための改正を行う。

JNLA の技能試験参加計画作成例を新規制定するための改正を行う。

技能試験における統計解析にかかる ISO 規格の更新にかかる記述変更のための改正を行う。

2. 主な改正内容

- ◆引用規格のISO番号にJIS番号を付記、IAJapan内部文書番号の変更【3.項】
- ◆外部認定機関(JAB、KOLAS)の技能試験提供に関する記述の削除【5.1.項、附属書B】
- ◆技能試験参加が必要な区分を示す用語の変更【6.1 項】
- ◆JNLA 認定事業者に参加が要求される(登録事業者に参加が推奨される)区分(参加の区分)の明確化【6.2.3 項】
- ◆“技能試験参加計画についての IAJapan からの情報提供に関する方針”の削除【8.項】
- ◆IAJapan による活用実績がある技能試験の提供者一覧表の左列(認定の区分)と右列(提供者の名称)を入れ替える【附属書 B】
- ◆JNLA の技能試験参加計画作成例を制定【附属書 C.2】
- ◆“技能試験参加の区分、種類、頻度決定のために考慮すべき事項”を制定【附属書 D】
- ◆統計解析にかかる記載事項を ISO13528 改正に整合させるための変更【附属書 F】

3. 施行及び適用期日

平成 29 年 6 月 1 日付け施行を予定、平成 29 年 10 月 1 日付け適用。

以上